

平成21年4月診療分から 医療費の全額助成を 中学生まで拡大

村では、平成21年4月診療分から、小学生までの医療費全額助成に加え、中学校卒業までの生徒を対象とする医療費の全額助成を新たに実施します(これまでどおり保険外は除く)。なお、医療機関で受診する際に「医療福祉費支給制度」(マル福)による一部負担金を支払い、その後、指定の金融機関口座へ返金となります。医療機関で支払う一部負担金は、医療機関ごとに外来1回600円(月2回上限)・入院1日300円(月3,000円上限)です。

この医療費の助成を受けるためには、健康保険被保険者証の提示と金融機関口座番号の登録が必要となるため、平成21年1月上旬に郵送する受給申請書に必要事項を記入の上、平成21年1月30日(金)までに保健年金課へ提出してください(提出のない場合は医療費の助成を受けることができません)。

※平成21年4月に中学校へ入学する方は、受給申請書の提出は必要ありません。

■**拡大に伴う対象者** 平成21年4月現在で東海村に住民登録がある、健康保険被保険者証をお持ちの中学生

■**申し込み・問合せ** 福祉部保健年金課 医療福祉担当(☎282-1711 内線1135)

平成21年1月診療分から ③ 医療福祉費受給者証と 医療費の助成方法が変わります

茨城県では、「医療福祉費支給制度」(マル福)により、乳幼児・母子家庭・父子家庭・妊産婦・重度心身障がい者を対象として、医療保険適用分の医療費を助成しています(所得制限があります)。そこで村では、県のマル福の所得制限で対象外となっている乳幼児と小学生を対象として、独自に医療費の助成を行ってきましたが、平成21年1月1日以降の診療分から受給者証と医療費の助成方法を変更します。

●**変更点** ①「③ 医療福祉費受給者証」が「特 医療福祉費受給者証」に変更されます(用紙の色はいずれも黄色で変わりません)。※医療機関で受診する際は、健康保険証と「特 医療福祉費受給者証」を提示してください。②医療費の助成方法が「領収書による償還払い」から「医療機関で一部負担金を支払った後、指定の金融機関口座へ返金」に変更されます。なお、医療機関で支払う一部負担金は、医療機関ごとに外来1回600円(月2回上限)・入院1日300円(月3,000円上限)です。

●**問合せ** 福祉部保健年金課医療福祉担当(☎282-1711 内線1135) ※今回の変更が対象となる児童がいるご家庭へは、12月26日ごろに新しい受給者証と変更点等が記載されたご案内を郵送する予定です。数日たっても配達されない場合はお問い合わせください。なお、茨城県の医療福祉費支給制度(マル福)で受給している方(「福 医療福祉費受給者証」(白色)をお持ちの方)は変更がありません。引き続き今までお持ちの受給者証をご使用ください。

平成21年度東海村奨学金制度 (入学準備金)奨学生募集

村では、平成21年4月に高等学校等への入学を予定しているが、経済的な理由により就学困難な方などを対象に「入学準備金」(入学に必要な資金)の貸与を行います。

●**対象** ①東海村に1年以上在住②高等学校・高等専門学校・専修学校・大学に入学を予定③学業成績が優秀で向学心が旺盛④経済的な理由によって就学困難——を満たす方

●**入学準備金の貸与と定員** 奨学生の選考および手続きを経て、入学する日までに一括で貸与されます。

学校の種類別	貸与限度額		定員
	私立	公立	
高等学校	30万円	30万円	5人
高等専門学校	30万円	30万円	
専修学校	30万円	50万円	20人
大学	30万円	50万円	
	私立	50万円	

●**入学準備金の返還** 無利息で全額を返還

●**その他** 「修学資金」(従来の奨学金)の奨学生は、入学後の時期にあらためて募集します。

●**申し込み・問合せ** 学校教育課役場行政棟4階 備え付けの願書に必要事項を記入の上、1月30日(金)まで(土・日曜日と祝日、12月29日、1月3日を除く)の午前8時30分〜午後5時15分に教育委員会学校教育課企画総務担当(☎282局1711 内線1412)へ申し込みください。願書は東海村公式ホームページからも取得できます。